

虐待防止 ～援助職の源流に立ち返る～

子ども虐待予防を推し進めるには、水際作戦・川上作戦も大切です。妊娠の届け出窓口となる子育て世代包括支援センターおよび保健センターの職員（保健師、助産師等）が、妊婦の抱える医学的または心理社会的リスクを見極めて、母子保健領域の支援につなげ、必要時には速やかに子育て総合支援拠点との情報共有や支援のベクトル合わせをして関わることがその一つです。また、緊急対策で要請された未受診調査等は、生活実態が知られていない全ての子どもたちを「忘れ去られた子ども」にしないための必須の施策ですが、この施策を目視や点検のための家庭訪問とせず、困難を抱える親たちが安心して支援を受け容れられるような関係構築スキルを発揮することも一つです。本セミナーでは、子育て機能が減弱した家族への危機回避のためのかかわり、子どもの成長や子育て機能の改善を目的とした支援のために果たす相談援助技術について、「取締り」や「監視」と受け取られるような介入との違いに着目しながら再確認していきたいと思えます。

【総合司会：中板育美（保健師）／子どもの虐待防止センター教育広報委員、武蔵野大学】

【日 時】 2019年10月12日（土）10：00～16：30

【会 場】 国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟311号室

○ アクセス：小田急線「参宮橋駅」下車 徒歩7分 ほか

○ 住所：東京都渋谷区代々木神園町3-1 (<http://nyc.niye.go.jp/index.html>)

【対 象】 保健所・保健センター、子ども家庭支援センター、児童相談所、医療関係者、ソーシャルワーカー、および関係職の方

【定 員】 120名（定員になり次第×切）

【受講料】 7,000円（CCAP賛助会員の方は 6,000円）

時 間	内 容	講 師・シンポジスト（敬称略）
9：30～	受付開始	
10：00 ～12：00	【講義】援助関係を結ぶとは	小林 美智子（小児科医・小児精神科医） ／西日本子ども研修センターあかし センター長
昼 食 休 憩		
13：30 ～16：30	【シンポジウム】 受援力を育む ＊コーディネーター：柴山 陽子（保健師）／川崎市中原区役所地域支援課 (1) 医療の立場から「特定妊婦の出会いと援助」 高橋 明美（助産師）／防衛医科大学病院 看護師長 (2) 福祉の立場から「社会的養育に欠かせない援助」 福田 瑠美（社会福祉士、臨床心理士） ／世田谷区北沢総合支所子ども家庭支援課、東京都公立学校ワークラウンジ (3) 保健の立場から ■「よき相談相手に、よきサポーターに」 岡本 千草（保健師）／渋谷区恵比寿保健相談所 ■「親子の傍で『声かけ』『見守り』続けて」 山田 邦子（保健師）／社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 (4) 法律家の立場から「子どもの利益のために」 藤田 香織（弁護士）／藤田・戸田法律事務所	

* 申込方法は裏面をご覧ください

【申込書送付先】

社会福祉法人 子どもの虐待防止センター事務局 FAX 03-6909-0982

TEL 03-6909-0981

【申込方法】 ※入金後の返金はできませんのでご注意ください

(1) FAXで申し込む

参加申込書に必要事項をご記入の上、上記事務局まで FAX でお送りください。受付後、受講番号と振込口座を明記した受講票を FAX にて返信します。受講番号確認後、受講料をお振り込み下さい。

(2) WEBで申し込む

ホームページ (<https://www.ccap.or.jp>) → 「研修・セミナー」 → 「専門職・行政向け」 → 「第 51 回子どもの虐待防止セミナー」 ページの「お問い合わせフォーム」からお申込みください。受付後、受講番号と振込口座を明記した受講票 (PDF) を、メールに添付して返信します。受講番号確認後、受講料をお振り込み下さい。

【第51回 子どもの虐待防止セミナー参加申込書】 開催日:2019年10月12日(土)

1. 名前 (ふりがな)	5. CCAP 賛助会員* (いずれかに○) (1) 会員である (2) 会員ではない (3) 入会を申し込む
2. 受講票送付先 FAX (自宅 ・ 勤務先 … いずれかに○)	6. 勤務先名称 *所属機関と所属部署名までご記入下さい
3. TEL (自宅 ・ 勤務先 … いずれかに○) *日中のご連絡が可能な番号をお知らせ下さい	7. 職 種
4. 住所 (自宅 ・ 勤務先 … いずれかに○) 〒	8. 公費による受講料振込の方は 振込人名をお書き下さい
9. 【ご質問】 *テーマに関連して、質問などございましたらご記入ください	

*このたびのセミナーと同時に CCAP 賛助会員にお申し込み頂きますと、会員料金でご参加いただけます。入会ご希望の方は事務局までご連絡下さい。